

あなたも聞こえのサポーター

聴覚障害のある方と出会ったら、まず、どのような方法（音声・手話・筆談）でコミュニケーションをとればよいか、本人に尋ねてください。きっと、あなたとその人に合う方法を、教えてくれるはずです。

聴覚障害の正しい理解やコミュニケーション手段への理解を促進し、聴覚障害者の社会参加を支えていくため「要約筆記」という公の通訳制度があります。

要約筆記を知らない聴覚障害者もまだまだ多く、目に見えない障害だけに人知れず我慢をして生活している方が多いのです。

聞こえのサポーター講座開催します

要約筆記によって社会参加をすることができる人はたくさんいます。周知にご協力をお願いします。利用の方法については裏面をご覧ください。

日本では聴覚に障害を持つ人は全国で30万人ともいわれています。その中で、手話を使う環境にいる人より、使わない人の方がはるかに多いのです。

わたしたちの願い

- ◎要約筆記を社会にPRしてください。
- ◎聴覚障害者に、手話のほかに要約筆記の支援があることを知らせてください。
- ◎講演会・講習会などで、手話通訳が付く時は、必ず要約筆記も付けてください。
- ◎公の場では文字情報を流してください。
- ◎要約筆記者の養成に力を貸してください。

特定非営利 全国要約筆記問題研究会栃木支部 活動法人

全要研は音声バリアフリー社会を目指し、中途失聴難聴者を支援し、関係団体に共に働きかけをする全国組織です。栃木支部は栃木県内在住の会員で構成されています。聴覚障害者の方々と共に、要約筆記の普及、利用者の発掘、文字通訳としての技術向上に努めています。聞こえる人も、聞こえにくい人も安心して暮らせる社会の実現を目指します。

全要研

聞こえなくて困った… 少しの配慮があれば♡



職場やサークルなどで、周りの人に「私は聴覚障害があります」と伝えても、話しかけられたときに気づかず返事をしないことなどから、「社交性のない人だな」と誤解される場合があります。

1対1の会話はできるのに、会議などで十分に聞き取れないと、「本当は聞こえるのにまじめに聞いていないな」と思われてしまう場合もあります。

会議や交流会など、複数の人で話すときは、できるだけ一人ずつ発言してください。1対1では音声での会話ができる人でも、複数の人が一度に話すと、ことばの聞き取りが非常に難しくなります。

手話通訳者や要約筆記者がいるときでも、複数の人が一度に話すと、通訳が非常に困難です。その結果、聴覚障害のある方には十分に情報が伝わらず、会話についていけなくなります。



「おじいさん、どこから来たの」
「おばあさん、名前を教えてください」
大声で話しかけても聞きとりやすくなるわけではありません。多くの人の中で大声で話しかけられると恥ずかしいことも。口を大きく開けて話してみましょ。もちろん書いて伝えるとわかりやすいです。

事故などの緊急時に状況がわからず困っている人がいたら、声をかけましょう。電車やバスの中、駅のホームなどのアナウンスは、聴覚障害のある方には聞き取りにくいものです。このため、周りの状況を把握できないことがあります。



手続きなどの説明は、メモに書いて示してください。戸惑っているときに口頭で説明を聞くだけでは、混乱してしまうことがあります。メモに書いて渡すと、より確実です。



要約筆記って なんですか？

耳が聞こえない人、あるいは聞こえにくい人に、音声情報を文字で伝える方法です。

手書きとパソコンと2通りあります。手話ができなくても、聞こえないことによる不都合、不合理、不利益を解消し、その場にいるすべての人と同じ権利を行使できるようにするものです。

1対1で行うノートテイク、大勢の場でのスクリーン投影もあります。講演会、病院、学校、各種会議などに利用できます。障害者自立支援法により、すべての市町村に要約筆記支援が義務づけられています。

※聞こえについてお困りの方は、各市町村の福祉課窓口にご相談ください。



手書き要約筆記

要約筆記者は通訳で黒子役。聴覚障害者の思いを伝えます。



要約筆記者の派遣とは

要約筆記通訳者を派遣します。
無料で利用できます。
但し、団体、企業、イベント主催者の方は利用料が必要となります。詳しくはお問い合わせください。

要約筆記者って？

要約筆記者の資格を持ち、栃木県に派遣登録された者です。様々な場面で文字で伝える通訳活動を行っています。

利用できる方

栃木県在住で

- 1 聴覚・音声・言語機能に障害があり、要約筆記を必要とする方。
※手話で日常会話をされる方は手話通訳の依頼が多いですが、研修などは要約筆記が有効です。
- 2 聴覚に障害のある方で構成されている団体
栃木県中途失聴・難聴者協会、
栃木県聴覚障害者協会
栃木盲ろう者友の会ひばり
- 3 聴覚障害者等に対し意思疎通を必要とする個人または団体
本人、家族、または代理の方が申請してください。



全国標準略号・略語
 ㊦：難聴 ㊧：要約筆記
 ㊨：健聴 ㊩：福祉
 ㊪：障害 ㊫：補聴器
 中失：中途失聴
 ボラ：ボランティアなど
 要約筆記で使用します。

情報②

NET119緊急通報システム

スマートフォンなどから通報用Webサイトにアクセス、「救急」「火事」の別と、通報者の位置情報を入力すれば、即座に消防本部に通報が繋がります。その後テキストチャットで詳細を確認する仕組み。事前に登録が必要です。お住まいの地域の消防本部へお問い合わせを。



要約筆記の派遣のてびき

派遣申請書

- ① 自分の名前
- ② 連絡先
- ③ 派遣する場所
- ④ 通訳依頼内容
- ⑤ 日 ち 時間
- ⑥ 待ち合わせ場所
- ⑦ 待ち合わせ時間
- ⑧ その他



各市町福祉課

申し込み方法

- ◇ お住まいの地域の「要約筆記・手話通訳派遣依頼書」に記入してFAXしてください。（メールで受付可能なところもありますので、前もってご確認ください。）

ご注意ください

- ◇ 利用予定日の1ヶ月前（最低2週間前）までに県内各市町の福祉課などに連絡してください。
※緊急の場合でも対応できることがありますので、まずご連絡ください。
- ◇ ログは残したり、渡したりはできません。ご自分でメモを取りましょう。注：ログとは要約筆記利用時のデータや用紙・ロールのこと。

守秘義務を守ります

- ◆ 要約筆記者は業務上知りえたプライバシーや企業の情報等は絶対に外部に漏さないという厳しい守秘義務が課せられています。安心してご利用ください。

情報③

音声認識アプリ

音声認識アプリは会話が瞬時に見えるという大きなメリットがあります。ただ現在はまだ誤変換が多く、ドラマのようにスムーズにいかない面も多いですが、正確さはどんどん増していきます。

どんなときに利用できますか

◎医療

診察、健診、人間ドック、歯の治療、リハビリ、パパママ教室、栄養相談など

◎職業

会社面接、就職相談、退職手続きなど

◎教育

幼稚園や保育所・学校等の行事、入学式、卒業式
授業参観、個人懇談、オープンスクールなど



◎生活

講習会、講演会。スポーツ、地域社会での活動
住民登録や税の申告など各種手続き、年金・税金の相談、冠婚葬祭、免許更新など
包括支援センター職員、介護施設職員、ケアマネ
民生委員等との相談など

◎その他

マイホームなどの不動産、車、保険などの説明、契約時など聴覚障害者の社会参加の促進に必要と認められるもの

×営利目的や宗教関係長期にわたるもの、その他
社会通念上、派遣することが適当でないものには要約筆記者の派遣はできません。

※詳しくは市町の福祉課、とちぎ視聴覚障害者情報センターにご相談ください。

とちぎ視聴覚障害者情報センター
TEL/FAX 028-627-6889

情報①

電話リレーサービス

聴覚や発語に困難がある方と聞こえる方を、通訳オペレータが手話・文字と音声とを通訳することにより、365日、電話で双方向につなぐサービスです。利用登録して使用開始。2021年7月1日から公共インフラとしてスタート。

